

# 現行の医療費通知等について

参考資料7

|                  | 医療費通知   | レセプト(診療報酬明細書等)開示   | 特定健診等の結果に関する情報<br>(平成20年4月～)  | 介護給付費通知   |
|------------------|---|--|---|---|
| 情報提供主体           | 医療保険者   | 医療保険者  | 医療保険者   | 介護保険者   |
| 閲覧・通知に係る根拠法令     | 厚生労働省通知 等   | 個人情報保護に関する法律第25条<br>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条<br>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第14条<br>地方公共団体の個人情報保護条例<br>等  | 高齢者の医療の確保に関する法律第23条   | 厚生労働省通知   |
| 対象者              | 医療保険加入者のうち<br>保険診療(調剤)を受けた者   | ①医療保険加入者<br>②①が未成年又は成年被後見人における法定代理人<br>③被保険者が死亡している場合は、その遺族等   | 40歳以上74歳以下の<br>医療保険加入者  | 介護保険被保険者のうち<br>サービスを受給している者   |
| 確認・閲覧方法とその頻度     | 保険者から通知<br>(頻度は保険者ごとに異なる)<br><br>〈例〉政管健保の場合 年2回                             | 保険者に対してレセプト開示を請求<br>(遺族においては開示を依頼)<br><br>(例:政管健保の場合)<br>最寄りの社会保険事務所へ、開示請求(依頼)者<br>本人が直接、次の書類を持参又は郵送により手続<br>・診療報酬明細書等開示請求書<br>・開示請求をされる方の本人確認ができる書類 | 保険者又は実施機関からの通知等   | 保険者から通知<br>(実施している市町村と未実施の市町村があり、実施市町村の中でも、送付の頻度は異なる)<br><br>【参考】<br>介護給付費通知を実施している市町村の数は、全体の約50%(平成18年度)。平成22年度末までに実施率を100%とすることを目標。 |
| 確認・閲覧できる内容       | 内容は保険者ごとに異なる<br><br>〈例〉<br>・該当期間にかかった医療費の総額<br>・受診した医療機関名称<br>・区分(入院又は通院日数) | 開示請求(依頼)をしたレセプト<br><br>(ただし、開示することについて支障があると判断されたレセプト等は、開示できない。また、保険者によって、レセプトの保存年数が異なる。)  | 特定健診等の内容<br><br>・既往歴の調査結果<br>・自覚症状及び他覚症状の有無の検査結果<br>・測定結果(身長・体重・腹囲・BMI・血圧)<br>・血液検査結果(肝機能・脂質・血糖)<br>・尿検査結果<br>・特定保健指導に関する記録 等 | 内容は保険者ごとに異なる<br><br>なお、一般的な記載内容は以下のとおり<br>・サービス利用月<br>・介護サービス事業者名称<br>・サービスの種類<br>・サービス利用日数(回数)<br>・サービス費用総額<br>・利用者負担額 等             |
| 利用件数<br>(平成18年度) | 2,811万件<br>(政管健保)   | 6,172件<br>(政管健保)   | -----   | 保険者数817   |